

# 公益財団法人廿日市市文化スポーツ振興事業団定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益財団法人廿日市市文化スポーツ振興事業団と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を広島県廿日市市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、市民の文化活動の普及振興を図るため、各種の文化及びスポーツ事業を自主的に展開し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の創造、市の文化及びスポーツの普及、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化及びスポーツの振興に関する各種事業
- (2) 市から委託を受けた文化施設及びスポーツ施設等の管理運営
- (3) 地域交流に関する各種事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業については、廿日市市内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

**第5条** この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けな

なければならない。

(事業年度)

**第6条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第7条** この法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第8条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項各号に掲げる書類は、毎事業年度の終了後3箇月以内に広島県知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。  
(公益目的取得財産残額の算定)

**第9条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

**第10条** この法人に、評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第11条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事または使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任

された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第10条に定める定数に不足するときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

(評議員に対する報酬等)

**第13条** 評議員に対して、各事業年度の総額が400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員のうち1名を評議員会会長とする。

(権限)

**第15条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第16条** 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

**第17条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

**第18条** 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(決議)

**第19条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない

4 前各項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第20条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(種類及び定数)

**第21条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。
  - 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
  - 5 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第197条で準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

**第22条** 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

**第23条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第24条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

**第25条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 前2項にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

(解任)

**第26条** 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)



**第27条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

**第28条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第29条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

**第30条** 理事会は、理事長が招集するものとする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

**第31条** 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

**第32条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第33条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長（理事長に事故もしくは支障があるときは理事）及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も署名又は記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

**第34条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条についても適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第36条の規定はこれを変更することができない。

（解散）

**第35条** この法人は、次の事由により解散する。

- （1）基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
- （2）その他法令で定められた事由

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

**第36条** この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

**第37条** この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議

を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

**第38条** この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

## 第10章 公告の方法

(公告)

**第39条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

**第40条** この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前

日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。

なお、公益法人移行の際の、特例民法法人の事業報告及び決算は、公益法人が引き継ぐものとする。

3 この法人の設立登記の日に就任する代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

(1) 代表理事

理事長 細川 匡

副理事長 濱本 恵康

(2) 業務執行理事

常務理事 小西 三喜男

## 附 則

この定款の一部改正は、この後に開催される評議員会で決議された日（平成24年6月21日）から施行する。

(別表)

基本財産

基本財産積立預金	50,000,000円
----------	-------------